

事務連絡
平成23年8月3日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

診療報酬明細書等の個人情報の適切な取扱いについて

標記については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）等に基づき適正な取扱いをしていただいているところと承知しております。

今般、一部の医療機関、薬局及び保険者において、診療報酬請求明細書等に記載された個人情報に当たる情報をあらかじめ本人の同意を得ないで営利目的のために第三者へ売却又は譲渡している事例がある、との情報が複数寄せられています。

こうした事例については、患者、被保険者等の個人情報の適切な取扱いを徹底する観点から、厳に慎重な方法で行われる必要があり、これを関係機関・関係団体に周知徹底するため、「医療機関、薬局及び保険者における診療報酬明細書等の個人情報の適切な取扱いについて」（平成23年8月3日付け厚生労働省医政局総務課・医薬食品局総務課・保険局総務課事務連絡）が通知されましたので、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会への周知・指導等に特段の御配慮をお願いいたします。

また、地方公共団体においても、個人情報保護条例等に基づき、適切な取扱いをしていただいているところと承知しておりますが、後期高齢者医療広域連合におかれても、同通知を参考に、個人情報保護条例等に基づく適切な取扱いを徹底していただくとともに、貴管下市町村（特別区含む。）に対しても、同通知を参考とした適切な取扱いを徹底するよう周知等を行っていただきますよう、よろしくをお願いいたします。